豊郷町自殺対策計画策定支援業務

プロポーザル実施要領

１．業務の目的

　　別紙仕様書のとおり

２．業務の内容

　（１）業務名

　　　　豊郷町自殺対策計画策定支援業務

　（２）業務の内容

　　　　別添仕様書のとおり

　（３）委託期間

　　　　契約締結日から令和７年３月３１日までとする。

　（４）予算

　　　　令和６年度　5,940,000円（税込み）

３．参加資格

　　プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

　（１）豊郷町入札参加基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

　（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

　（３）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。

　（４）過去10年間で、各地方自治体において精神保健関連計画策定業務の実績があること。

４．審査資料の提出等について

審査資料について

提出締切：令和６年４月２５日（木）　17時必着（郵送可）

提出場所：〒529-1169　滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑375番地　豊郷町役場　医療保険課

提出書類：提出書類①～⑥については正本１部、副本３部を作成し提出すること。

①企画提案書

②会社概要（パンフレットも可、業務内容、会社規模(従業員数など)が分かるもの）

③主担当者経歴書（様式１）

④副担当者一覧表（様式２）

⑤契約実績書（様式５）

　※各地方自治体においての精神保健関連計画策定業務の実績を記すこと。

⑥見積書　１部

　※予算金額に対して、安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

５．企画提案書の作成について

　　体裁は原則としてA４版（A３判の折込も可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

　　枚数の制限はしないが、要点を簡潔にまとめて作成すること。

　　仕様書の各項目について具体的な提案内容を掲載すること。

６．審査について

　（１）審査方法

　　　　　提出書類は、本町において提出書類①～⑥に基づき書類選考を実施し、それら総合的に評価し、優秀であると認められたものを選定する。

　（２）審査結果の通知

　　　　　審査の結果は、参加者すべてに通知する。

　（３）優先交渉権者の決定

　　　　　審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。

　　　　　交渉の結果、契約締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

７．質疑について

　　質疑がある場合は期限までにE-mailでのみ照会するものとする。（様式は任意）

　（１）期限　　　　令和６年４月１５日（月）　17時まで

　（２）照会先　　豊郷町役場　医療保険課

　（３）令和６年４月１８日（木）までに業者選定に参加する全業者へ回答する。

８．その他

　（１）企画提案に要する経費については、提案者負担とする。

　（２）提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

　（３）仕様書及び企画提案書の記載事項が実施されない場合、成果品が納品されない場合は、指名停止及び公表することもあり得る。